

大阪府災害等応急対策実施要領 改訂案の概要

資料3

大阪府災害等応急対策実施要領改正にあたっての基本的な考え方

■大阪府災害等応急対策実施要領とは

大阪府地域防災計画の災害応急対策において、大阪府が実施すべき災害等応急対策活動に関し、詳細な事項や担当課を定めたもの。

■大阪府災害等応急対策実施要領 改正の背景

南海トラフ巨大地震における大阪府の被害想定を踏まえ、平成26年3月25日付けで大阪府地域防災計画が改正されたことから、その改正内容に加え、次の3つの視点から改正を行うもの。

- 長期化への対応…南海トラフ巨大地震においては被害が甚大かつ広域化することが見込まれていることから、応急対策についても長期的対応（1か月まで）を見込んだ改正が必要
- 対策の目標化…長期的対応を見込み、各対策内容についても時系列で目標を立て、着実に推進する体制の整備が必要
- 府庁業務継続計画との整合性…非常時優先業務（災害応急対策業務、災害時でも継続実施する優先度の高い通常業務）を示した府庁業務継続計画との整合性を確保

フェーズごとの各部局における主な災害応急対策業務（案）

フェーズ	時間区分	考え方	各部局における主な災害応急対策業務
第1フェーズ	災害発生から発災後3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動対応、体制の確立 ○ 所管施設の利用者の安全確認 ○ 部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 ○ 部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 ○ 自衛隊・DMAT等の派遣要請 など
第2フェーズ	発災後24時間まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ○ 大手前・咲洲庁舎の応急復旧開始 ○ 緊急交通路の確保及び道路啓開作業の開始 ○ 広域防災拠点・後方支援活動拠点の運営開始 など
第3フェーズ	発災後72時間まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかわる業務に最大限投入する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国への緊急要望の取りまとめ ○ 災害関連予算の調整開始 ○ 義援金の受付開始 ○ 緊急物資（生活必需品）の調達斡旋 ○ 府内外公営住宅等（民間賃貸住宅含む）の空き家情報の収集 など
ここまでは、人命救助に関する業務を最優先！可能な限りの人命救助に努める！			
第4フェーズ	発災後1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。避難者のQOL確保を優先業務とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災市町村支援に関する調整開始 ○ ボランティア活動に係る支援・調整 ○ 被災児童・生徒の他府県への受け入れ調整 など
第5フェーズ	発災後2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災所管施設の応急復旧開始 ○ 復興対策本部の設置 ○ 府税の減免措置の決定、広報 ○ 災害対策融資関連 ○ 教育再開に向けた調整開始 など
第6フェーズ	発災後1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期。応急対策業務は概ねこの時期で完了させる。以降、中長期視野で復旧・復興を進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災所管施設の応急復旧 ○ 復興基本方針の策定 ○ 災害廃棄物の処理計画策定着手 ○ 応急教育等の準備 など
発災後1か月までに応急対策業務をほぼ完了させる→復旧・復興に向けたステージへ！			

※下線部は各部局共通応急対策業務

業務分野ごとの主な災害応急対策業務（案）

業務分野	主な項目	主な災害応急対策業務
活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織動員 ○ 自衛隊の災害派遣 ○ 広域応援等の要請・受入れ・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置、運営開始 ○ 自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請 ○ 関西広域連合等への応援要請 など
情報収集伝達・警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒期の情報伝達 ○ (津波) 警戒活動 ○ 発災直後の情報収集伝達 ○ 災害広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報等の発出確認、伝達 ○ 被害情報の収集、状況地図の作成 など
消火救助救急活動医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生状況の把握 ○ 消火活動 ○ 救助・救急活動 ○ 医療情報の収集・提供 ○ 現地医療対策 ○ 後方医療活動 ○ 医薬品等の確保・供給活動 ○ 個別疾病対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災連絡会議の設置・運営開始 ○ 災害医療本部等の設置・運営開始 ○ 医療救護班の設置・派遣調整開始 ○ 災害時医薬品等確保供給体制業務 など
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導（避難指示・避難勧告・避難準備情報） ○ 避難所の開設・運営等 ○ 避難行動要支援者への支援 ○ 広域一時滞在 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報等の発出確認、伝達 ○ 備蓄物資の拠出・支援物資の調達 ○ 避難行動要支援者に係る状況把握 など
交通対策緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送 ○ 水上輸送 ○ 航空輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急交通路の確保・道路啓開作業 ○ 港湾・船着場の被害状況把握 ○ 後方支援活動拠点の運営 など
交通の維持復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通の安全確保 ○ 交通の機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設に係る被害状況の把握 ○ 公共交通の運行情報の収集 など
二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設応急対策（公共土木施設・公共建築物等） ○ 民間建築物等応急対策（民間建築物等、危険物等、放射性物質、文化財等） ○ 農林水産関係応急対策（農業用施設・漁港施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害状況の把握 ○ 被災建築物応急危険度判定支援本部等 ○ 文化財の被害状況の把握 など
ライフライン確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の報告 ○ 各事業者（ライフライン・放送）における対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府広域水道震災対策中央本部 など
被災者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用 ○ 緊急物資の供給 ○ 住宅の応急確保 ○ 応急教育 ○ 自発的支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用 ○ 空き家情報の収集、応急仮設住宅の建設
社会環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健衛生活動（防疫・被災者の健康維持等） ○ 廃棄物の処理（し尿・ごみ・災害廃棄物等） ○ 遺体の処理、火葬等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康相談活動開始 ○ 災害廃棄物の処理計画策定着手 ○ 広域火葬計画等に基づく支援調整 など